

経営の承継はアナタが決める！

**迷うな決断！ 迫る期限**

# 今こそ事業承継税制の特例の活用を！

## 事業承継税制の特例とは・・・

事前エントリー（特例承継計画）を提出して事業承継すると、  
自社株の贈与・相続時の**税負担がゼロ**になる制度

**期間  
限定**

事前エントリーは **2027年9月末** まで！

特例は **2027年12月末** で終了予定！

※令和8年度税制改正において事前エントリー（特例承継計画）の提出期限が2027年9月末まで延長されました。

## 利用者に聞いた！ 事業承継税制の特例のメリット

**メリット1** 自社株の贈与・相続時の **税負担ゼロ！**

**メリット2** 株価が上昇しても安心！贈与時の価額で **株価を固定！**

### メリット1

## 自社株の贈与・相続時の **税負担ゼロ！**

例えば、先代経営者が子1人に株式を生前贈与すると・・・



## 利用者からはこんな **声** も



会社資金が残ったので、若手社員の採用と賃上げを大幅に強化。モチベーション向上から売上も増え、毎年の賃上げにつながった。

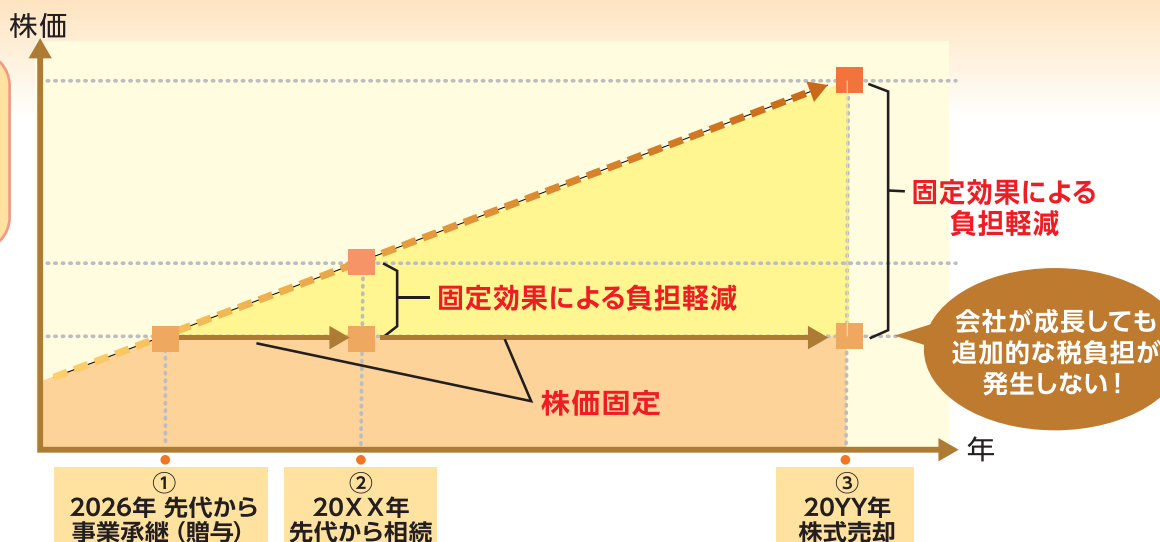


M&Aの資金を確保できたおかげで事業を多角化し、経営基盤が安定。ワンストップでサービス提供できるようになり売上も増加。

## メリット2

# 株価が上昇しても安心！贈与時の価額で**株価を固定**！

会社を成長させる  
うえで株価を  
固定できるのは  
大きなメリット。



①  
先代から事業承継  
(贈与or相続)

① 贈与税or相続税が100%猶予されます

②  
先代から相続

② 猶予中の贈与税は免除され、贈与時の評価額で相続税額を再計算し、相続税の猶予に切り替わります。贈与時の価額で固定されているため、贈与後に会社が成長し、株価が上昇していても、相続税額には影響しません(※1)  
(※1) 相続時の株価が贈与時から下落しても、贈与時の価額で相続税が計算されます

③  
株式売却

③ 猶予税額と利子税の納付が必要です(※1)。もし、相続時に比べて株価が上昇していても、贈与時の価額で固定されているため、株価上昇による追加的な税負担はありません(※2)  
(※1) 承継してから5年経過している場合は、5年分の利子税は免除されます  
(※2) 一定の要件を満たせば売却額ベースで税額を再計算し、それが猶予税額を下回る場合、差額が免除されます

## 事業承継税制の特例を利用したことで・・・

「何とか事業承継ができた」「納税猶予で生じた資金で投資や賃上げができた」  
という声が多く寄せられています

想定したよりも株式評価額が高く、  
自力では贈与税は払えなかった。  
特例がなければ事業承継できなかった。

適用に向けて事業計画を作成したことで、  
経営戦略が可視化でき、  
将来を見据えることができた

株価上昇による税負担増の  
リスクがないため安心して  
設備投資や事業拡大に取り組めた

キャッシュアウトを防げたことで、  
従業員の労働環境改善や  
新規雇用への投資に注力できた

事業承継に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談  
お近くの税理士へ

事業承継税制の申請など、税務に関するご相談は、お近くの  
税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談  
商 工 会 議 所

むさし府中商工会議所  
電話 042-362-6421

〒183-0006  
府中市緑町3-5-2

むさし府中商工会議所

